

## 水戸市立学校管理規則の一部を改正する規則

水戸市立学校管理規則（昭和55年水戸市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「4月5日」を「4月7日」に改め、同項第7号中「8月26日」を「8月31日」に改め、同項第8号中「12月24日」を「12月25日」に、「1月7日」を「1月6日」に改める。

### 付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月13日提出

水戸市教育委員会教育長　　志　田　晴　美

新旧対照表

教育委員会総合教育研究所教育研究課

現行	改正（案）
<p>（休業日）</p> <p>第3条 学校の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで (ただし、第1学年は入学式の前日まで)</p> <p>(7) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで</p> <p>(8) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで</p> <p>(9)及び(10) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（休業日）</p> <p>第3条 学校の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで (ただし、第1学年は入学式の前日まで)</p> <p>(7) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>(8) 冬季休業日 12月25日から翌年1月6日まで</p> <p>(9)及び(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p>

## その他（1）

### 令和8年水戸市二十歳のつどいについて

**1 趣 旨** 20歳という人生の節目を迎える青年を祝福するとともに、青年が今後の人生に展望を抱き、夢と希望を持って未来を創造する出発点とする。

**2 主 催** 水戸市・水戸市教育委員会

**3 日 時** 令和8年1月11日（日） ※ 出身中学校により2部制での開催

【第1部】午前10時30分～午前11時30分

第一中学校、第三中学校、第四中学校、飯富中学校、赤塚中学校、  
第五中学校、笠原中学校、茨城中学校、水戸英宏中学校、  
智学館中等教育学校、特別支援学校、その他の学校

【第2部】午後2時30分～午後3時30分

第二中学校、緑岡中学校、見川中学校、双葉台中学校、石川中学校、  
千波中学校、常澄中学校、内原中学校、国田義務教育学校、  
茨城大学教育学部附属中学校

**4 会 場** 水戸市民会館 グロービスホール（大ホール）

※ 家族の方は、ユードムホール（中ホール）にてライブ中継を視聴可。

#### 5 日程・内容

##### 〈式 典〉

- (1) 開式のことば
- (2) 国歌斉唱
- (3) 市長式辞
- (4) 議長祝辞
- (5) 二十歳の君たちへ贈ることば
- (6) 誓いのことば
- (7) 閉式のことば

##### 〈アトラクション〉

水戸市二十歳のつどい実行委員会の企画によるアトラクションを開催する。

**6 対象者** 平成17年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者

男性 1,222人 女性 1,154人 合計 2,376人

（令和7年4月1日現在、水戸市に住民登録されている対象者数）

※ 参考 令和7年の式典参加状況

対象者数 2,450人 参加人数 2,117人 参加率 86.4%